（削る）

（削る）

㈣　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
ａ　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)	
ⅰ　要介護１	816単位
ⅱ　要介護２	861単位
ⅲ　要介護３	921単位
ⅳ　要介護４	973単位
ⅴ　要介護５	1,023単位
ｂ　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)	
ⅰ　要介護１	816単位
ⅱ　要介護２	861単位
ⅲ　要介護３	921単位
ⅳ　要介護４	973単位
ⅴ　要介護５	1,023単位
(3)　特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
㈠　３時間以上４時間未満	654単位
㈡　４時間以上６時間未満	905単位
㈢　６時間以上８時間未満	1,257単位

注１～10　（略）

11　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び(ⅲ)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)及び(ⅲ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)として、１日につき34単位を、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び(ⅳ)並びにユニット型介護保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)及び(ⅳ)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)として、１日につき46単位を所定単位数に加算する。

12　（略）

ｃ　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)	
ⅰ　要介護１	940単位
ⅱ　要介護２	1,015単位
ⅲ　要介護３	1,108単位
ⅳ　要介護４	1,183単位
ⅴ　要介護５	1,257単位
ｄ　ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)	
ⅰ　要介護１	940単位
ⅱ　要介護２	1,015単位
ⅲ　要介護３	1,176単位
ⅳ　要介護４	1,251単位
ⅴ　要介護５	1,326単位

（新設）

(3)　特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
㈠　３時間以上４時間未満	654単位
㈡　４時間以上６時間未満	905単位
㈢　６時間以上８時間未満	1,257単位

注１～10　（略）

（新設）

11　（略）